

**青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員等共済組合法の一部改正により、共済組合員の適用範囲が一定の要件を満たす会計年度任用職員に拡大されることに伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例の一部を改正する条例**

青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例(令和元年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「報酬」の次に「(次条第 1 項の規定により日額、月額または時間額で定められる報酬(以下「基本報酬」という。)ならびに青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 12 号。以下「給与条例」という。)に規定する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬(以下「手当相当報酬」という。)をいう。以下同じ。)」を加える。

第 2 条の見出し中「報酬」を「基本報酬」に改め、同条第 1 項中「報酬(以下「基本報酬」という。)」を「基本報酬」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(手当相当報酬の額)

第3条 職員に対する手当相当報酬の額は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当について、給与条例の定める額を超えない範囲内において、市規則で定めるところによるものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(控除金)

第4条の2 職員に報酬および期末手当を支給する際、当該報酬および期末手当から、給与条例第6条の2各号に規定するもののうち職員が支払うこととされているものの金額に相当する金額を控除することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、施行日以後に支給する報酬および期末手当から適用するものとし、同日前に支給する報酬および期末手当については、なお従前の例による。